

平成26年第12回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成26年12月24日(水)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	委員長 檜垣昌子	委員 嶋谷珠美	
	委員 森岡謙二	委員 森下淑子	
	委員 加藤和宣	教育長 内田隆	
欠席委員	なし		
事務局職員	事務局次長	教育政策課長(教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	学校地域連携担当課長	教育指導課長	
	教育改革・教育支援担当副参事	生涯学習・スポーツ振興課長	
	スポーツ施策推進担当課長	東京オリンピック・パラリンピック担当課長	
	体育協会事務局長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	58号	東京都北区教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則	承認
2	59号	東京都北区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則	承認
3	60号	東京都北区教育委員会傍聴に関する規則の一部を改正する規則	承認
4	61号	東京都北区教育委員会請願処理規則の一部を改正する規則	承認
追加日程1	62号	東京都北区文化財保護審議会委員の選任について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
5	69号	「北区教育ビジョン2015」のパブリックコメント開始について	了承
6	70号	北区基本計画2015(案)(平成27年度から平成36年度)・北区経営改革プラン2015(案)(平成27年度から平成31年度)について	了承
7	71号	旧醸造試験所第一工場の重要文化財指定について	了承

平成26年第12回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成26年12月24日(水) 13:30

檜垣委員長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成26年第12回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第58号議案「東京都北区教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則」、日程第2、第59号議案「東京都北区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」、日程第3、第60号議案「東京都北区教育委員会傍聴に関する規則の一部を改正する規則」、日程第4、第61号議案「東京都北区教育委員会請願処理規則の一部を改正する規則」を一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

委員長

檜垣委員長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、分庁舎移転関連の4議案につきまして、一括してご報告をさせていただきます。初めに、第58号議案、東京都北区教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、説明欄です。東京都北区教育委員会事務局が東京都北区役所滝野川分庁舎に移転することに伴い、所定の改正を行う必要があり、この規則を提出いたすものでございます。

もう1枚おめくりをいただきたいと思います。新旧対照表でございます。現在の教育委員会の住所であります、北区王子本町1-2-1号から、滝野川分庁舎の住所であります、滝野川2-52-10に改めるものでございます。

それでは、申しわけございません、1ページお戻りいただきまして、付則でございます。この規則は、平成27年1月1日から施行とさせていただきます。

それでは、引き続きまして、第59号議案、東京都北区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則でございます。

1枚おめくりいただきまして、説明欄でございます。東京都北区教育委員会事務局が、東京都北区役所滝野川分庁舎に移転することに伴い、所定の改正を行う必要があり、この規則を提出いたすものでございます。

もう1枚おめくりいただきたいと思います。新旧対照表でございます。現在の掲示場所でございます、東京都北区役所門前掲示場を、東京都北区役所滝野川分庁舎門前掲示場に変更するものでございます。

1ページお戻りいただきまして、付則でございます。この規則は、平成27年1月1日から施行とさせていただきます。

それでは、次に、第60号議案、東京都北区教育委員会傍聴に関する規則の一部を改正する規則でございます。

1枚おめくりいただきまして、説明欄です。東京都北区教育委員会事務局が東京都北区役所滝野川分庁舎に移転することに伴い、教育委員会の会議の傍聴人の数を増やすため、この規則を提案するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表でございます。教育委員会室が若干広くなるために、傍聴人の数を10名から20名に変更するものでございます。

それでは、1枚お戻りいただきまして、付則でございます。この規則は、平成27年1月1日から施行をさせていただきます。

引き続きまして、第61号議案、東京都北区教育委員会請願処理規則の一部を改正する規則でございます。

1枚おめくりいただきまして、説明欄でございます。請願書の記載事項から職業及び年齢を削除するため、この規則を提案いたすものでございます。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。今回、議会のほうに合わせまして、請願書の記載を、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名と変えさせていただくものでございます。

それでは、1枚お戻りいただきまして、付則でございます。この規則は、平成27年1月1日から施行とさせていただきます。よろしく願いいたします。

檜垣委員長 本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長 それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

檜垣委員長 ご異議ないと認め、本件は原案通り承認することに決定いたします。

ここで、「東京都北区文化財保護審議会委員の選任について」の議案を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

檜垣委員長 ご異議ないものと認め、本日の日程に追加します。

それでは、追加日程第1、第62号議案「東京都北区文化財保護審議会委員の選任について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

飛鳥山博物館長 委員長

檜垣委員長	飛鳥山博物館長
飛鳥山博物館長	<p>それでは、私から、第62号議案の説明をさせていただきます。1ページおめくりいただき、最後から3行目の説明欄でございます。当区の文化財保護審議会委員の任期でございますが、2年間であり、現任期は平成27年1月11日で満了いたします。そこで、平成27年1月12日以降の委員を選任し委嘱するものでございます。</p> <p>それでは、1の名称でございますが、東京都北区文化財保護審議会委員でございます。</p> <p>2の選任理由でございます。北区文化財保護条例第23条は、教育委員会に文化財の適切な保存及び活用を図るために、文化財保護審議会を置くことと記載されております。26条は、審議会は委員10名以内で組織すると記載されており、27条は、任期は2年で再任を妨げないと記載されております。</p> <p>3、委員の方々でございます。お名前を読ませていただきます。石川日出志先生、現審議会副会長をしていただいております。加藤貴先生、現保護審議会会長をしていただいております。佐野賢治先生、塩澤寛樹先生、谷川章雄先生、根崎光男先生、初田亨先生、山崎祐子先生でございます。</p> <p>以上8名の方々でございます。全員、現在の保護審議会委員をしていただいておりますが、継続していただけることになりました。</p> <p>以上、簡単ではございますが、第62号議案の説明をさせていただきました。</p> <p>それですみません、訂正が一部ございます。もう1枚おめくりいただきまして、東京都北区文化財保護審議会委員一覧、上から3番目、民俗学の佐野賢治先生でございますが、新任となっておりますが、すみません、これは再任の誤りでございます。申しわけございません。</p> <p>以上全員、再任をしていただけることになってございます。選任職のご審議をよろしくお願い申し上げます。</p>
檜垣委員長	本件について、ご質疑またはご意見はございますか。いかがでしょうか。
森下委員	委員長
檜垣委員長	森下委員
森下委員	一覧表を拝見しますと、先生方の委員の方の住所が出ていますけれども、今、先ほども改正がありましたように、端的に住所を出さないものも多く出ているかと思うのですが、その点については必要があるからか、それとも今までがそうだったということもあり、ご本人も承認されているからかというあたりは、特に問題視しなくて大丈夫なのでしょうか。
飛鳥山博物館長	委員長

檜垣委員長	飛鳥山博物館長
飛鳥山博物館長	森下委員からご指摘がありましたとおり、これはちょっと内部資料ということで連絡に使うということで出させていただきましたので、もし先生方のいろいろご意見を聞いて、もし削除するという場合は、それは検討したいなと思っています。
森下委員	ただ、内部資料としては当然必要だと思いますので、私はもしこれが外に出ると、一覽でこういう方がそうですよというときに、これが出たらどうなのかということですので、内部として当然住所などは必要だと思いますので、特に問題ではないかと考えます。 以上です。
檜垣委員長	ほかに、ご質疑またはご意見はございませんか。
森岡委員	委員長
檜垣委員長	森岡委員
森岡委員	各委員の先生方は再任ということなので、今までの審議経過だとかいろいろな状況がわかっていますので、私は大変よろしいと思います。
檜垣委員長	ほかに、ご質疑またはご意見はございませんか。
加藤委員	委員長
檜垣委員長	加藤委員
加藤委員	先生方が再任という形の中で、平成11年の2月からといいますと、もう15年間委員をやっている先生がお二人ほどいらっしゃると思いますけれども、年齢的に大変恐縮なのですが、お幾つぐらいの方なのでしょうか。
飛鳥山博物館長	委員長
檜垣委員長	飛鳥山博物館長
飛鳥山博物館長	申しわけございません。詳しいことはちょっと私も今ここでは把握してないのでございますが、ただ、審議会先生の中にも、やはりもうちょっと若返りを図るべきではないかという意見をいただいているところでございます。

檜垣委員長	<p>ほかに、ご質疑またはご意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
檜垣委員長	<p>それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
檜垣委員長	<p>ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>お諮りいたします。ただいま承認いたしました追加日程第1、第62号議案について、本日の日程第8、報告第72号議案により、報告を予定しておりますが、内容が重複していることから省略したいと思いますが、省略することについてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
檜垣委員長	<p>ご異議ないと認め、そのように決定いたします。</p> <p>次に、報告事項に移ります。日程第5、報告第69号、「北区教育ビジョン2015」のパブリックコメント開始について、事務局から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	委員長
檜垣委員長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、報告第69号、「北区教育ビジョン2015（素案）」のパブリックコメント開始について、ご報告させていただきます。11月27日の教育委員会臨時会でご報告いたしました「北区教育ビジョン2015」のパブリックコメントでございますが、去る12月22日、月曜日から開始をいたしました。なお、ご承認いただいております軽微な訂正につきましては、A4横のこちらの用紙でございますが、「北区教育ビジョン2015（素案）」「平成26年11月19日現在案から、パブリックコメント実施版への主な変更点」ということでお示しをさせていただきましたので、ご高覧いただきたいと思います。</p> <p>その中で1点だけご説明させていただきたいと思いますが、裏面をおあけいただきまして、下から5番目、88ページ、130、「ランニングステーション」機能の提供というのがございます。こちらは、今まで東京オリンピック・パラリンピック事業の一環として単独で掲載はしてございませんでしたが、財政課のほうから来年度の予算事業に位置づけるとの話がございまして、推進計画に挙げさせていただきました。</p> <p>なお、こちらのピンク色のファイルをおあけいただき、表紙のすぐ裏になります</p>

が、こちらの点線の四角の中に、素案が見られるところ、それから意見提出期間、意見提出方法等が記載されてございますので、ご高覧いただければと思います。

以上でございます。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第6、報告第70号、北区基本計画2015(案)(平成27年度から平成36年度)・北区経営改革プラン2015(案)(平成27年度から平成31年度)について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課
長

委員長

檜垣委員長

教育政策課長

教育政策課
長

それでは、報告第70号、北区基本計画2015(案)(平成27年度から平成36年度)・北区経営改革プラン2015(案)(平成27年度から平成31年度)につきまして、ご報告をさせていただきます。

初めに、厚いほうの冊子でございますが、北区基本計画2015、計画の7ページをごらんください。体系図がお示ししてございます。体系図を見ていただきますと、区民と共にの基本姿勢のもと、基本構想に掲げる北区の将来像の実現を目指すこととし、そのため北区の最重要課題として、地域のきずなづくり、子育てファミリー層・若年層の定住化を挙げています。

また、これまでの4つの重点戦略と、3つの優先課題につきましても取り組んでいくものとしていきます。加えて、新たにまちづくりの一層の推進と、東京オリンピック・パラリンピックを見据えた北区の魅力の発信に努め、北区の魅力や新たな価値の創造を行うとしています。

本計画でございますが、平成27年度から36年度までの10年間の計画となります。

それでは、申しわけございません。A3縦の資料1、施策体系図でございます。教育委員会がかかわる事業といたしましては、中央の2章、一人一人がいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくりの3、個性豊かな地域文化の創造、4、生涯学習の推進、5、生涯スポーツの推進、6、未来を担う人づくり、こちらの036から061までの事業が、教育委員会がかかわる事業となっております。

なお、網掛けされている事業が新規事業で、今回の計画事業124事業のうち、47事業が新規事業となっております。教育委員会に関する事業につきましては、北区教育ビジョン2015(案)でお示ししている事業とほぼ同様であることから、説明は省略

させていただきます。

それでは、続きまして、北区経営改革プラン2015（案）についてです。薄いほうの冊子になります。2枚おめくりいただきますと、目次の次に1ページとなっておりまして、そこに体系図が載っています。本プランは先ほどご説明させていただきました基本計画の前期5年間、平成27年度から31年度の計画となっています。

目的は、北区基本構想の実現、基本計画2015のための資源調達、健全で安定的な行財政運営の確保により、区民サービスの向上を図ることです。

その方向性として、前回2010で掲げた、1、区民とともに、2、多様な主体との連携と行政が担う役割の見直し、3、簡素で持続可能な行財政システムの確立に加え、新たに、4、公共施設マネジメントの推進を掲げています。

2ページをごらんいただけますでしょうか。基本的な考え方でございます。（1）として、厳しい財政状況下にある「基本計画2015」への対応が必要であること。

また、3ページに参りまして（2）では、行政需要の中長期的増大として、少子高齢化や、公共施設の更新需要などを挙げています。

6ページに参りまして（3）では、歳入と歳出の説明がございまして、今後も厳しい財政状況が続くこと、そして今後、学校改築やまちづくり、新庁舎整備には基金を活用することになるため、基金への積立を行うことが記述されております。

それでは、教育委員会が関係する具体的な項目について、ご説明させていただきます。初めに、20ページをごらんください。一番下になります。学校施設の地域開放です。現在、小中学校長の代表の先生方と、次長及び関連課長によりまして、学校施設地域開放検討委員会を設置いたしまして、学校の多機能化による一層の施設開放について検討をしております。お示しの年度別計画に基づきまして、学校開放を進めてまいります。

次に、27ページをごらんください。一番上の学校用務業務の外部委託です。小中学校における用務業務について、用務職員の退職に合わせ、外部委託を実施していくものです。平成26年度は、王一小、赤羽小、豊川小、桐郷小、袋小、滝紅中、赤岩中の7校を委託いたしました。平成27年度は、王小、西浮小、王桜中、桐中の4校を予定してございます。

その下の図書館業務の外部委託の拡大については、平成27年検討、平成28年に準備を行いまして、平成29年から実施の予定です。

それでは、また、30ページにお進みいただけますでしょうか。（仮称）赤羽体育館でございます。こちらは、指定管理者制度の導入の検討・導入をお示しのように進めてまいります。

次に、34ページでございます。34ページの二つ目、使用料・手数料などの受益者負担の適正化ですが、こちらは、学校支援課の幼稚園保育料の見直しが対象となります。

続きまして、41ページにお進みいただけますでしょうか。41ページの二つ目でございます。類似事業の整理・統合では、生涯学習・スポーツ振興課の子ども関連事業が対象となっております。

次、1枚おめくりいただきまして、42ページの一番下でございます。通級指導学級

の宿泊を伴う校外学習の見直しです。中学校の情緒障害等学級の宿泊を伴う校外学習については、通級指導学級の教育課程にないこと、在籍校で宿泊学習が行われており、参加する生徒が少ないこと等の現状がありまして、中止を含め検討をするものでございます。

お隣の43ページ、一番上です。文化センターの利便性の向上・校率化でございます。文化センターの開館時間や、利用条件などについて検討するものです。

その下の図書館システムの更新時期の見直しにつきましては、お示しのとおりでございます。

それでは、46ページにお進みいただきたいと思っております。46ページ、一番下の子ども家庭部と教育委員会事務局との組織再編の検討です。平成27年度検討を行い、平成28年度から実施の予定でございます。

お隣の47ページの2番目、放課後子ども総合プランの推進と、それから、1枚おめくりいただきまして、48ページになりますが、一番上の省エネ・インセンティブ制度の導入につきましては、それぞれお示しのとおりでございます。ご高覧いただければと思います。

お隣の49ページ、一番下になります北区体育協会、協会の役割や運営体制等について検証し、協会のあり方を見直すものでございます。

それでは、57ページまでお進みいただけますでしょうか。57ページの一番下、区立幼稚園のあり方検討でございます。認定こども園への移行を踏まえ、区立幼稚園についてあり方を検討するものでございまして、平成27年度方針決定、平成28年度準備、平成29年度実施の予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、裏のページでございます。58ページの一番上、神谷体育館のあり方の検討、その下の小学校の適正配置の推進は、お示しのとおりでございます。ご高覧いただければと思います。

以上でございます。

檜垣委員長 本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

内田教育長 委員長

檜垣委員長 内田教育長

内田教育長 一部、訂正をさせていただきます。基本計画の7ページのイメージ図です。中段にデザイン画がついていますが、これは後ろ二つが入れかわっていますので、花緑と安心安全、図が逆になっていますので、入れかえをお願いいたします。

檜垣委員長 ほかに、ご質疑・ご意見はございますでしょうか。

森下委員 委員長

檜垣委員長	森下委員
森下委員	<p>経営計画等を送っていただいて家で読みながら、大変教育ビジョン2015との関連等がよくわかって、すごい皆さん考えられた北区づくりがされるのだなということで、うれしく思っていますが、中で一つ、私はこだわりがありまして、今のやはり子どもたちに欠けているもの、根底にあるのが、基本的な生活習慣の定着が、確立がなされていないことが大変大きくいろいろな部分に、心の問題にも、あるいは規範意識等、学力等も全てそこに起因するのが大きいのではないかなというのを思っているのですね。</p> <p>それで、教育ビジョン2015のほうも、その基本的な生活習慣の定着とか、あるいは確立とかというのがどこかに文言としてありましたでしょうか。探してみたのですが、ちょっとやはり見当たらずで、今回の基本計画のほうの2015の未来を担う人づくりのところ、その中の(3)の学校・家庭・地域社会の連携の推進というところに、家庭教育力向上プログラムというのがありますね、60というので。こちらの詳しいほうを読みますと、親子のきずなづくりと、基本生活習慣の定着と、そこではうたわれていると思うのですね。</p> <p>そんな関係で、私はその基本的な生活習慣の確立、あるいは定着という言葉を、ぜひ教育ビジョン2015の中のところに、その言葉を入れておくという、いわゆる教育ビジョン2015の30、31ページの右のほうにずっといろいろな重点施策が書かれている中に、家庭の教育力向上の中でもいいかと思えますけれども、その基本的な生活習慣の定着という、入っていますでしょうか。</p>
教育政策課長	委員長
檜垣委員長	教育政策課長
教育政策課長	<p>恐れ入ります、教育ビジョン2015でございますが、その中の家庭の教育力の向上を支援する、70ページでございますが、家庭の教育力の向上を支援するということの中に、「早寝・早起き・朝ごはん」運動など、家庭教育を担う保護者への支援を充実するというのと、それから73ページに行きまして、家庭教育力向上プログラムとして、基本計画と同じものが記載をされておりまして、その説明の中に、生活習慣の形成事業等を積極的に展開していきますという形で、書かせていただいております。</p>
森下委員	すみません、わかりました。ありがとうございます。
檜垣委員長	<p>ほかに、ご意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
檜垣委員長	ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第7、報告第71号、旧醸造試験所第一工場の重要文化財指定について、事務局から説明をお願いいたします。

飛鳥山博物館長 委員長

檜垣委員長 飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長 それでは、旧醸造試験所第一工場が国の重要文化財の指定を受けましたことをご報告申し上げます。1ページおめくりいただきまして、教育委員会資料をごらんいただきたいと存じます。

1の概要でございます。旧醸造試験所でございますが、日本酒の研究を行って、醸造技術の品質と向上を図るため、明治政府が設立した研究施設でございます。明治37年に開設し、第一工場は当初から現存する煉瓦建造物でございます。醸造に関する唯一の国立研究機関の施設として、日本酒づくりの近代化と酒類産業の発展に貢献しており、歴史的価値が高いなどの理由で、重要文化財の指定を受けました。

2の対象となる建造物でございます。すみません、ここでも誤りがございまして、③が二つございまして、下の③所有者のところが④で、下の所在地を⑤とご訂正いただけたらと思います。まことに申しわけございません。

それでは、対象となる建造物でございます。名称が、旧醸造試験所第一工場で、員数は、一棟となっております。指定種別、建造物でございます。所有者でございますが、独立行政法人酒類総合研究所、現在広島県東広島市にございます。対象物となる第一工場の所在地でございますが、北区滝野川2-6となっております。

なお、北区では、飛鳥山公園内にございます晩香廬・青淵文庫に次いで2件目の建造物の重要文化財指定となりました。

3の経過は、ご高覧いただきたいと存じます。

4、今後の予定でございますが、きょう、教育委員会にご報告させていただき、また、区議会へも規定の報告をさせていただきたいと存じます。

なお、平成27年度、まだ月は決まっておりますが、当飛鳥山博物館におきまして、旧醸造試験所関連の事業を開催予定となっております。

以上、ご報告申し上げます。

檜垣委員長 本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

加藤委員 委員長

檜垣委員長 加藤委員

加藤委員 一つ教えてほしいのですが、この重要文化財の指定を受けて、ここでの作業といひますか、ここを使った酒づくり、今までやってきているわけですね。これから先、東広島

のほうで本体は行っていますけれども、引き続きこの旧醸造試験所の第一工場で物づくりとか、酒の研究とか、そういうものは引き続いて行われるものなのですか。

飛鳥山博物館長 委員長

檜垣委員長 飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長 主な研究機関は、先ほど申しあげました東広島市に移っているのですが、現在この第一工場の中で行われておりますのが、造り酒屋を継続してやっている方の講習会とか、あとちょっと一部中を整理いたしまして、展示コーナーがございまして、春と秋にそれを一般に公開していると聞いてございます。

ちょっと継続については、きょうは担当の者が来ていないので、それはまず聞いておきますので、また詳しいことは各会場にご報告申し上げます。多分、継続するとは思いますが、引き続きです。

加藤委員 そうですか。私のほうに入った情報といいますか、聞いた限りでは、移転してしまうのではないかと、完全にとり話をちょっと小耳に挟んだので、実際にそこで働いている職員の方たちと、私の店に来るものですから話をしたことがあるのですが、それは当分引き続きやるという方向で考えているようですが、ただし、実際私のほうの聞いた限りでは、完全に撤退してほかのところは売却するのではないかとという話も一部聞いたことがあるので、果たしてそれを今後、旧醸造試験所が重要文化財に指定された後、この維持管理をまさか区にしてくれということはないのですよね、こういうことは。

飛鳥山博物館長 所有者が先ほど申しあげましたように独立法人の酒類総合研究所でございます。その持ち物ですので、そこが修理とかも行うこととなります。

加藤委員 わかりました。結構なのですけれども、私どもも何回かあその中で、研修会等のパネラーもやらせていただいたことがあるので、非常に思い入れもあるものですから、できるだけ特別な建物ですから残していただければ、まして重要文化財ということであれば取り壊すことはもうないと思いますので、あとはおいしいお酒を、あそこでしか取れないようなものができれば、北区の何かのときに特別つくって販売してくれたらいいなと思っておりますので、またその辺は聞いてみますけれども、ありがとうございました。

檜垣委員長 ほかに、ご質疑またはご意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長 ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。
これもちまして、平成26年第12回教育委員会臨時会を閉会いたします。